

## 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ ～保険料の支払い方法のお知らせ～

### ○次の方は10月支給分の公的年金から保険料が天引きされます

平成20年度保険料の支払いを次の方法でされた方

- 均等割8.5割軽減、所得割5割軽減の保険料軽減措置を受け、4・6・8月の保険料を公的年金からの天引きにより支払いされた方
- 保険料軽減措置を受け、4・6・8月の保険料を公的年金からの天引き、10月～平成21年2月の保険料を納付書または口座振替により支払いされた方
- 保険料の支払い方法

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
納付書 または 口座振替	納付書 または 口座振替	納付書 または 口座振替	公的年金 からの 天引き		公的年金 からの 天引き		公的年金 からの 天引き

9月までは納入通知書または  
口座振替により支払います

10月からは公的年金から天引きされます

※ただし、次の方は10月以降も納入通知書または口座振替による支払いとなります。

- 天引きの対象となる公的年金の受給額が、年額18万円未満の方
- 介護保険料の合計額が天引き対象となる年金受給額の半分を超える方

※公的年金からの支払いをやめ、口座振替に変更されている方は、10月以降も口座振替による支払いとなります。

### ○保険料の支払い方法を『口座振替』に変更できます

保険料の支払い方法を口座振替に変更されたい方は、保険証（本人のもの）、口座振替を行う預金通帳とその印鑑を持ち、年金・長寿医療グループ（市役所11番窓口）へお越しください。

※口座振替に変更されても、年間の保険料は変わりません。

※既に年金からの支払いを中止し、口座振替により支払いされている方は、改めて申し出いただく必要はありません。

※年金からの支払いなどから口座振替に変更となる時期は、申し出の時期により異なります。

※国民健康保険税を口座振替により支払いされていた方も、長寿医療制度へ加入された場合には、再度口座振替の手続きが必要です。

※保険料の支払い額は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象になります。

ただし、加入者本人以外の口座から支払いされる場合は、支払われた方の社会保険料控除の対象になります。

問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合（☎011-290-5601）  
年金・長寿医療グループ（☎<sup>05</sup>2137）

**子ども達の笑顔は未来の財産**  
愛おしみ、認め、育む。  
私達は、子ども達の保育、教育に使命を捧げます。

**登別市私立幼稚園協会**

学校法人 北海道カトリック学園 登別カトリック聖心幼稚園 登別市中央町7丁目15 T85-2414	学校法人 登別立正学園 白菊幼稚園 登別市桜木町2丁目5番地3 T85-2545
学校法人 北斗文化学園 リリー文化幼稚園 登別市登別町2丁目17 T87-2211	学校法人 登別立正学園 コロボックルの森 白雪幼稚園 登別市登別本町2丁目25番地8 T83-1162

社会福祉法人 <sup>さい</sup> <sup>しょう</sup> <sup>かい</sup> 彩 咲 会

ケアハウス・デイサービスセンター・ヘルパーステーション

**ア\*テルセンの丘**  
〒059-0028 登別市富岸町1丁目7番地8

養護老人ホーム **チボリの森**  
〒059-0022 登別市川上町227番地1

お問い合わせ・ご連絡 TEL (0143) 88-2272・FAX (0143) 88-2273  
＜施設見学は随時受け付けておりますので、お気軽にお申し出下さい＞